

2019年11月8日

各 位

会社名 サコス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 瀬尾 伸一  
(コード番号: 9641 JASDAQ)  
問合せ先 常務取締役  
本社部門管掌 石川 忠  
電話番号 03-3442-3900

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年11月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年12月20日開催予定の第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を変更するものであります。
- (2) その他号数及び字句の調整をおこなうものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2019年12月20日  
定款変更の効力発生日 2019年12月20日

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>建設機械の販売、賃貸、製造並びに修理業</u></p> <p>2. <u>建設機械・産業機械等の輸出入及び販売業</u></p> <p>3. <u>自家用貨物自動車貸渡し賃貸業</u> (新設)</p> <p>4. <u>不動産の売買、賃貸、管理、仲介</u> (新設) (新設) (新設)</p> <p>5. <u>次の商品に関する販売及び輸出入</u></p> <p>(a) <u>家庭用電機製品、光学機器、情報機器、家具、室内装飾品</u></p> <p>(b) <u>衣料品、服飾雑貨、時計、皮製品、事務用品、娯楽用品</u></p> <p>(c) <u>台所製品、美容・健康・医療器具</u></p> <p>(d) <u>スポーツ用品、自転車、自動車用品</u></p> <p>(e) <u>厨房設備、空調設備、事務用機器、什器・備品</u> (新設) (新設) (新設)</p> <p>(現行定款第15号より移動) (現行定款第14号より移動)</p> <p>(新設) (現行定款第4号より移動) (現行定款第9号より移動)</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>建設機械、産業機械及び同資材の賃貸業</u> (削除)</p> <p>2. <u>自動車及び車両の賃貸業</u></p> <p>3. <u>上記を除く総合レンタル業及び総合リース業</u> (変更案第13号へ移動)</p> <p>4. <u>建設機械、産業機械及び同資材の輸出入、販売業</u></p> <p>5. <u>自動車、車両及びその部品の輸出入、販売業</u></p> <p>6. <u>生活用品、事務用品、電化製品及び什器備品の輸出入、販売業</u> (削除)</p> <p>7. <u>建設機械、産業機械及び同資材の製造、修理業</u></p> <p>8. <u>自動車及び車両の整備、修理業</u></p> <p>9. <u>上記を除く輸出入、販売、製造、修理業</u></p> <p>10. <u>第一種貨物利用運送事業</u></p> <p>11. <u>土木工事、建築工事、電気工事、電気通信工事、舗装工事、とび・土木・コンクリート工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事及び管工事の施工、請負</u></p> <p>12. <u>駐車場の管理、運営及び経営</u></p> <p>13. <u>不動産の売買、賃貸、管理、仲介</u></p> <p>14. <u>損害保険代理業</u></p>

6. 情報提供サービス業務

7. 経営コンサルティング業務

8. 特許権、著作権の使用許諾

9. 損害保険代理業

10. 産業廃棄物の収集、運搬並びに中間処理業

11. 立体駐車装置の仕入、販売、賃貸及び組立移設業務

12. 工事現場用仮設受変電設備に係わる電気機器のレンタルとそれに付帯する業務

13. 人材派遣法に基づく人材派遣業

14. 土木工事、建築工事、電気工事、電気通信工事、舗装工事、とび・土木・コンクリート工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事及び管工事の施工、請負

15. 第一種貨物利用運送事業

16. 前各号に付帯、関連する一切の業務

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠により選任された取締役の任期は、前任取締役の残存期間と同一とする。

3. 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存期間と同一とする。

第 30 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の残存期間と同一とする。

15. 情報提供サービス業

16. 経営コンサルティング業

17. 特許権、著作権の使用許諾  
(変更案第 14 号へ移動)

18. 産業廃棄物の収集、運搬並びに中間処理業

(削除)

(削除)

19. 労働者派遣法に基づく労働者派遣業  
(変更案第 11 号へ移動)

(変更案第 10 号へ移動)

20. 前各号に付帯、関連する一切の業務

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

3. 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

第 30 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。